

○豊川市児童館管理規則

平成14年3月29日規則第27号

改正

平成18年3月31日規則第91号

豊川市児童館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊川市児童館条例（平成14年豊川市条例第20号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、豊川市児童館（以下「児童館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第2条 児童館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入らないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携行しないこと。
- (4) 許可を受けないで児童館内で物品を展示し、又は販売しないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱、扉等に張り紙等をしないこと。
- (6) 施設又は附属設備をき損し、又は滅失しないこと。

(施設等のき損等の届出)

第3条 児童館を利用する者は、その施設又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第91号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。